

佐倉市地域防災計画

大規模事故対策編

修正素案

平成20年7月
佐倉市防災会議

目次

第1章 総則

第1節 目的	大 - 1
1. 計画の目的	大 - 1
2. 対象とする災害	大 - 1
第2節 基本方針	大 - 2
1. 基本方針	大 - 2
2. 対策の実施者	大 - 2
3. 情報収集及び配備体制	大 - 2
4. 災害救助法の適用	大 - 3

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策計画	大 - 4
1. 予防計画	大 - 4
2. 応急対策計画	大 - 6
第2節 危険物等災害対策計画	大 - 8
1. 危険物等	大 - 8
2. 高圧ガス	大 - 10
3. 火薬類	大 - 12
4. 毒物劇物	大 - 13
第3節 航空機災害対策計画	大 - 15
1. 予防計画	大 - 15
2. 応急対策計画	大 - 15
第4節 鉄道災害対策計画	大 - 19
1. 東日本旅客鉄道株式会社(千葉支社)、京成電鉄株式会社、 日本貨物鉄道株式会社(関東支社)	大 - 19
2. 応急・復旧計画	大 - 19
第5節 道路災害対策計画	大 - 23
1. 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画	大 - 23
2. 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処する ための計画	大 - 25
第6節 放射性物質事故災害対策計画	大 - 26
1. 事故の想定	大 - 26
2. 予防対策	大 - 26
3. 応急対策	大 - 27

大規模事故対策編

第1章

総則

第1章 総則

第1節 目的

1. 計画の目的

佐倉市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、地震災害、風水害等の自然災害に備えて、必要な防災活動を定めたものである。しかし、近年、社会及び産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、社会的要因による大規模な事故に対しても、市の対応が求められるようになってきた。

そこで、大規模な事故に対する予防対策、応急対策等を充実強化するために佐倉市地域防災計画（大規模事故対策編）を策定し、大規模事故に対する措置を定めることにより、市民等の生命・身体・財産を守ることを目的とする。

2. 対象とする災害

大規模事故として想定する災害は、災害対策基本法第2条及び同施行令第1条で定める災害のうち、社会的要因により発生する事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与えるものとする。

佐倉市で発生すると想定される大規模事故は、次のとおりである。

また、次に掲げられていない災害で、大規模事故に類する災害についても、この計画を準用する。

- ① 大規模火災
- ② 危険物等災害
- ③ 航空機災害
- ④ 鉄道災害
- ⑤ 道路災害
- ⑥ 放射性物質事故災害

第2節 基本方針

1. 基本方針

大規模事故は、地震災害、風水害災害と異なり、発生原因となる事象及び災害の影響範囲が局地的である。したがって、応急対策に不可欠な交通ネットワーク、ライフライン、情報網が機能している。

また、住民生活への影響は広範囲に及ばず、事故そのものへの対応が中心となる。そこで、大規模事故災害への基本的な方針を次のように定める。

【大規模事故災害への基本方針】

- 迅速な人命救助と二次災害の防止
- 正確な情報収集
- 被災住民等への適切な支援

2. 対策の実施者

大規模事故災害対策は、原則として事故の原因者、所管施設の管理者及び警察、消防が中心となり、救出、救急、消火活動等の対応を実施する。

また、事故による被害が甚大な場合、あるいは住民等への影響が及ぶおそれがある場合は、市の機能をもって応急対策を実施する。

なお、この計画に定められていない事項については、佐倉市地域防災計画（地震災害対策編）の規定に準ずるものとする。

3. 情報収集及び配備体制

(1) 情報収集の実施

危機管理監及び市民部防災班は、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部、佐倉警察署等から大規模事故災害の発生に関する情報を入手した場合、関係機関等から事故情報を収集し、市長及び副市長に報告する。

(2) 配備体制

危機管理監は、災害の規模、種類等を考慮し、市として災害配備体制をとり、対応する必要があると判断した場合、第1配備体制または第2配備体制を基本とした必要な配備体制を指示する。市民部防災班は情報収集を継続するものとする。

また、危機管理監は災害の状況に応じ、市民部防災班または関係部局職員を事故現場に派遣し、状況を把握させるとともに報告するよう指示する。

(3) 災害対策本部の設置

市長は、情報収集の結果、重大な災害であり、かつ市をあげて対応する必要があると認めた場合には、災害対策本部を設置するとともに、第3配備体制を基本とした必要な配備体制をとるものとする。

(4) 組織及び運営

大規模事故災害に対応する災害対策本部の組織及び運営は、地震災害対策編に準ずる。

(5) 市国民保護対策本部・市緊急対処事態対策本部への移行手続き

① 市国民保護対策本部

市国民保護対策本部を設置すべき市の指定がなされた場合は、直ちに同本部を設置し、災害対策本部は廃止するものとする。

また、市国民保護対策本部長(市長)は、同本部に移行した旨を市各部局に周知し、国民保護法に基づく所要の措置を講ずる。

② 市緊急対処事態対策本部

市国民保護対策本部への移行手続きに準じる。

4. 災害救助法の適用

災害救助法の適用は、地震災害対策編に準じる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど、多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

大規模事故対策編

第2章

大規模事故対策計画

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策計画

《基本方針》

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について定める。

1. 予防計画

(1) 建築物不燃化の促進

① 建築物の防火規制

市は、市街地における延焼防止を次により促進する。

ア 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物または防火建築物の建築を促進する。

イ 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置の指導に努めるものとする。

(2) 防災空間の整備・拡大

① 市は、緑地保全法に基づき、緑地保全地区を指定し、良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てる。

② 都市公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における一時避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災に役立てるようにする。

③ 都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時には、火災の延焼防止機能も有している。街路の整備は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強い街づくりをする。

市は、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の幹線街路については緊急性の高いものから整備を図っていく。

(3) 市街地の整備

市は、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新などが図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

また、新たな地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を推進する。

(4) 火災予防査察

消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、または防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

予防査察の主眼点

- ① 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。
また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- ② 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例（以下「火災予防条例」という。）で定める基準どおり確保されているかどうか。
- ③ こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- ④ 劇場・映画館・百貨店等公衆集合場所での裸火の使用等について、火災予防条例に違反していないかどうか。
- ⑤ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの状況が、火災予防条例に違反していないかどうか。
- ⑥ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

(5) 住宅防火対策

住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、消防本部は、市、県と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

- ① 住宅用防災機器等の展示
- ② 啓発用パンフレットの作成
- ③ 講演会の開催

(6) 多数の者を収容する建築物の防火対策

① 防火管理者及び消防計画

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- イ 消火、通報、避難等の訓練の実施
- ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- オ 従業員等に対する防災教育の実施

② 定期点検報告

消防本部は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

(7) 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物より更なる防火対策が必要となる。

よって、関係機関は、大規模・高層建築物の管理権原者または関係者に対し、前記(6)「多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え下記事項について指導する。

① 消防防災システムのインテリジェント化の推進

- ア 高水準消防防災設備の整備
- イ 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
- ウ 防災センターの整備

(8) 文化財の防火対策

本市には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。

① 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報器の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

② 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防本部から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火管理者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防本部と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

(9) 消防組織及び施設の整備充実

① 消防組織

- ア 消防本部及び市は、消防職員・消防団員の確保に努める。
- イ 消防本部及び市は、消防組織の充実強化に努める。

② 消防施設等の整備充実

消防本部は、消防施設等整備計画に基づき消防施設の整備充実に努める。充足率や財政力等の実情を勘案しつつ、国及び県から消防施設等の整備強化を推進するための支援を受ける。

2. 応急対策計画

(1) 応急活動体制

- ① 市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- ② 市は、関係機関との緊密な連携の確保に努める。

(2) 情報収集・伝達体制

- ① 市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

(3) 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、地震災害対策編第3章第2節第2「災害救助法の適用」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用については、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号により、住家に被害が生じた場合のほか、第4号により直接多数の者の生命、身体に危害を及ぼす事故が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定や社会秩序のためにも迅速な救助の実施が求められる場合である。

(4) 消防活動

- ① 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- ② 市は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。
- ③ 発災現場の市町村からの要請または相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(5) 救助・救急計画

- ① 市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、応援を要請する。
- ② 市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- ③ 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

(6) 交通規制計画

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の的確な交通規制を図る。

(7) 避難計画

- ① 発災時には、市及び県警察等は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。
- ② 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- ③ 市は、必要に応じて指定避難所を開設する。

(8) 救援・救護計画

食料・飲料水・生活必需品等の供給計画については、地震災害対策編第3章第2節第4「緊急物資の供給」、医療救護計画については、地震災害対策編第3章第1節第6「医療救護」に定めるところによる。

※ 林野火災対策については、大規模火災対策に準ずるものとする。

第2節 危険物等災害対策計画

《基本方針》

危険物・火薬類・高圧ガス・毒物劇物等の流出・火災・爆発等により災害が発生した場合、その影響は多大なものとなり、従業員や周辺地域住民に対して重大な被害を与えるおそれがある。

このため、本計画では、これら危険物等を取り扱う事業所等の施設災害、危険物等の輸送時の事故による災害について、予防対策、応急対策について必要な事項を定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、大規模事故編第2章第5節「道路災害対策計画」の定めるところによる。

1. 危険物等

危険物等による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

なお、危険物等とは、次のものをいう。

- ① 危険物 : 消防法第2条第7項に規定されているもの。
例：石油類（ガソリン・灯油・軽油・重油）など
- ② 火薬類 : 火薬類取締法第2条に規定されているもの。
例：火薬・爆薬・火工品（工業雷管・電気雷管）など
- ③ 高圧ガス : 高圧ガス保安法第2条に規定されているもの。
例：液化ガス・アセチレンガスなど
- ④ 毒物劇物 : 毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの。
例：毒物 シアン化水素・シアン化ナトリウム等
劇物 ホルムアルデヒド・硫酸、塩化水素等

(1) 予防計画

① 事業所等

ア 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

イ 消防法別表第一により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵、または取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

1) 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

2) 危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

3) 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

ウ 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

1) 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

2) 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあつては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

3) 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置をする。

② 消防本部

ア 消防法に基づき、危険物施設の設置または変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、ただちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

イ 監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

1) 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

2) 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

3) 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を行う。

(3) 応急対策計画

① 事業所等

危険物施設の所有者、管理者または占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

ア 通報体制

1) 責任者は、災害が発生した場合、直ちに消防署に通報するとともに、必要に応じて付近住民及び近隣企業へ通報する。

2) 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、消防本部へ通報する。

イ 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

ウ 避難

責任者は、事業所自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

② 市及びその他関係機関

災害の規模、態様に応じ、市地域防災計画及び関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

- ア 災害情報の収集及び報告
消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。
- イ 救急医療
当該事業所、消防本部、県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。県警察、その他関係機関の協力を得る。
- ウ 消防活動
消防本部は、危険物の特性に応じた消防活動を速やかに行う。
- エ 避難
市は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、避難所の開設及び避難所への収容を行う。
- オ 警備
県警察は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。
- カ 交通対策
道路管理者、県警察は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。
- キ 原因の究明
県、労働局、消防本部、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

2. 高圧ガス

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策及び応急対策について定める。

(1) 予防計画

① 事業所等

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

ア 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

イ 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

ウ 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

エ 相互応援体制の確立

ひとつの事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の中で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

オ 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

カ 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

キ 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

② 県及びその他関係機関

ア 防災資機材の整備

- 1) 県及び消防本部は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。
- 2) 県及び消防本部は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

(2) 応急対策計画

① 事業所等

ア 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

エ 防災資機材の調達

防災資機材が不足しているまたは保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

オ 被害の拡大防止措置

可燃性ガスまたは毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

② 市及びその他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 防災資機材の調達

- 1) 県警察及び消防本部は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、県と協力して防災資機材を調達する。
- 2) 市及び消防本部は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

エ 被害の拡大防止措置及び避難

- 1) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。
- 2) 市は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

オ 原因の究明

県、労働局、消防本部、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

3. 火薬類

火薬類による災害を予防し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策及び応急対策について定める。

(1) 予防計画

① 事業所等

ア 警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害等が発生する恐れのあるときは、警戒体制を確立する。

イ 防災体制の整備

災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

1) 防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

2) 通報体制の確立

事業所等内において災害等が発生する恐れのあるとき及び災害等が発生した場合には、その状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

3) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

4) 相互応援体制の確立

ひとつの事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

ウ 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

エ 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(3) 応急対策計画

① 事業所等

ア 緊急通報

火薬類施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

イ 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

② 市及びその他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 被害の拡大防止措置及び避難

- 1) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。
- 2) 市は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

エ 原因の究明

県、労働局、消防本部、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

4. 毒物劇物

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の危被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

(1) 予防計画

① 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

ア 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。

イ 管理体制の整備

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

ウ 施設の保守点検

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。

エ 教育訓練の実施

毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき、作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

オ 毒物劇物販売業者等

毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記項目により危害防止に努める。

(2) 応急対策計画

① 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

ア 通 報

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合は、印旛健康福祉センター、警察署、または消防本部へ通報を行う。

イ 応急措置

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合は、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

② 市及びその他関係機関

ア 緊急通報

消防本部は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。

イ 被害の拡大防止

消防本部は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

ウ 救急医療

消防本部等は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

エ 避 難

市は、県及び関係機関等と協議の上、必要があると認める場合は、避難の勧告・指示を行う。

第3節 航空機災害対策計画

《基本方針》

成田国際空港(以下「空港」という。)及びその周辺(以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。)並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害(以下「航空機災害」という。)が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、空港関係機関が実施する各種の応急対策及び平素からの体制を整備するための予備計画を定める。

※空港関係機関

発災時には災害原因者である航空事業者、成田空港事務所、成田国際空港株式会社、国、県、関係市町村等別表第1の機関が相互に協力して総合的な対応を図ることとなる。

※成田国際空港消防相互応援協定団体

成田市、香取広域市町村圏事務組合(香取市、多古町、東庄町)、佐倉市八街市酒々井町消防組合(佐倉市、八街市、酒々井町)、山武郡市広域行政組合(東金市、山武市、大網白里町、九十九里町、芝山町)、匝瑳市横芝光町消防組合(匝瑳市、横芝光町)、富里市、栄町、四街道市、印西地区消防組合、成田国際空港株式会社

1. 予防計画

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市は、市内部及び関係機関相互間における、情報の収集、連絡体制を整備する。

(2) 協力・応援体制の整備

市は、相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

(3) 消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄

市は、発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

(4) 防災訓練

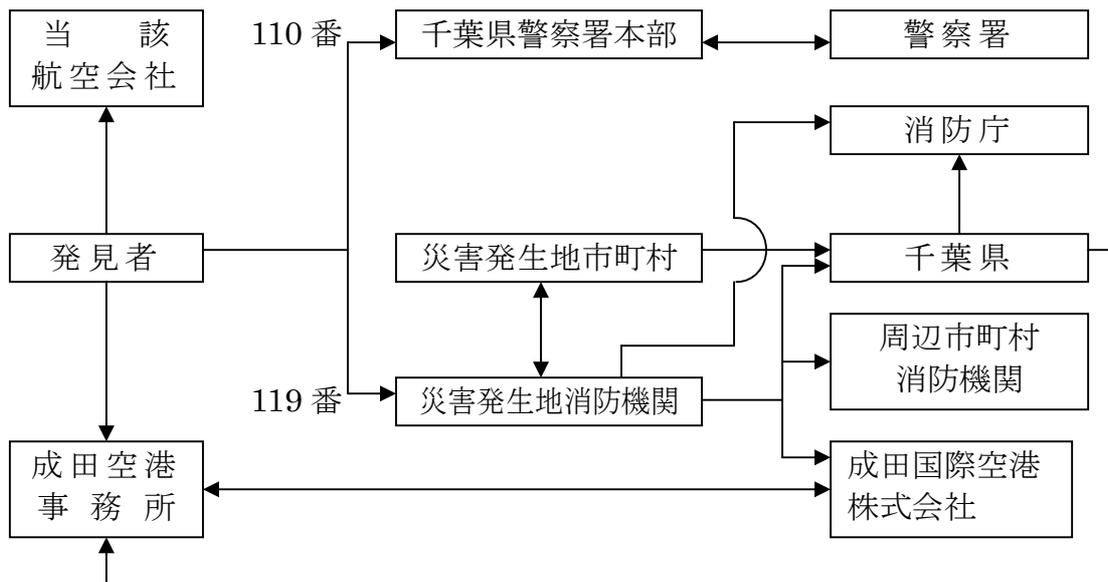
市は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

2. 応急対策計画

航空機災害が発生、または、発生するおそれがある場合、市は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

(1) 情報の収集

初動体制を早期に確立するため、市は次のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。



(2) 応急対策

空港関係機関は、航空機事故が発生した際、次の対応をとる。なお、成田空港事務所及び成田国際空港株式会社は、空港関係機関の連絡調整を行う。

① 捜索救難活動

国土交通省が中心となって実施する。警察庁、消防庁、防衛省及び海上保安庁がこれに協力する。

② 消防活動

ア 本市で災害が発生した場合

1) 実施機関

市、消防本部

2) 協力機関

近隣市町村消防機関、県警察

イ 実施内容

1) 航空機災害による火災が発生した場合、それぞれの実施機関は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

2) 航空機災害による火災が発生した場合、市長及び消防本部の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

3) 災害の規模等が大きく、消防本部単独では対処できないと思われる場合は、周辺の市町村消防機関等に応援を求めるものとする。

③ 救出救護活動

ア 本市で災害が発生した場合

1) 実施機関

当該航空運送事業者、市、消防本部、県警察、千葉県

2) 協力機関

千葉県医師会、日本赤十字社千葉県支部、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、市薬剤師会、国公立病院

イ 実施内容

航空機の乗客及び被災地域住民等の救出、救護、収容等を行う場合は、次により実施する。

1) 救出班の派遣

実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資機材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

2) 救護班の派遣

負傷者の救護は、県医師会、県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。なお、協力機関が編成する救護班は、地震災害対策編第3章第1章第6「医療救護」の定めるところによる。

3) 救護所の開設

重軽傷者の救護は、原則として応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

④ 救急搬送

消防本部が中心となって応急措置後の負傷者を、周辺医療機関に搬送する。

⑤ 遺体の収容

原則として市が、遺体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。遺体の収容、埋葬に係る実施事項は、地震災害対策編第3章第2節第13「遺体の捜索・収容・処理及び埋火葬」の定めるところによる。

⑥ 交通規制

県警察は、災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者及び地域住民に広報する。

⑦ 広 報

ア 実施機関

成田国際空港区域内及びその周辺で災害が発生した場合は、成田空港事務所、成田国際空港株式会社、当該航空運送事業者、災害地市町村及び県警察等が実施する。その他の地域の場合は、成田空港事務所、当該航空運送事業者、災害地市町村及び県警察等が実施する。

イ 実施内容

災害応急対策実施の理解を求めめるため、報道機関を通じ、または広報車の利用及び広報板の掲示等により、地元住民、旅客、送迎者及び地域住民等に対して次のとおり広報を行う。

1) 市及び空港関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し

2) 避難の指示、勧告及び避難先の指示

3) 地域住民等への協力依頼

4) その他必要な事項

⑧ 防疫及び清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田国際空港検疫所等と連携を図り、地震災害対策編第3章第2節第5「保健衛生活動」の定めるところにより、的確に応急対策を講ずることとする。

事故現場の清掃については、成田国際空港区域内の場合は成田国際空港株式会社が、その他(市内)の場合は地震災害対策編第3章第2節第14「環境対策」の定めるところにより、応急対策を講ずることとする。

(3) 応援体制

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、空港関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。

各機関の主な応援事項は、下表のとおりであり、臨機応変に対応することとする。

当該航空運送事業者等	人員及び物資の派遣及び調達
発災地以外の市町村、消防機関、県警察	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、応援市町村間の調整、応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人員及び物資の派遣及び調達
成田空港事務所	必要な場合の自衛隊への災害派遣要請
原因者以外の航空事業者	人員及び物資の派遣及び調達
成田国際空港株式会社	人員及び物資の派遣及び調達

【別表第1 空港関係機関】

国土交通省東京航空局成田空港事務所	航空管制運航情報官	0 4 7 6 (3 2) 6 4 1 0
成田国際空港株式会社	空港運用本部保安警備部	0 4 7 6 (3 2) 2 2 4 1
千葉県	消防地震防災課	0 4 3 (2 2 3) 2 1 7 8
千葉県警察本部	警備課	0 4 3 (2 2 7) 9 1 3 1
千葉県成田国際空港警察署	警備課	0 4 7 6 (3 2) 0 1 1 1
佐倉警察署	警備課	0 4 3 (4 8 4) 0 1 1 0
佐倉市	交通防災課	0 4 3 (4 8 4) 6 1 3 1
佐倉市八街市酒々井町消防組合	警防課	0 4 3 (4 8 1) 0 1 1 9
社団法人千葉県医師会	事務局	0 4 3 (2 4 2) 4 2 7 1
社団法人印旛市郡医師会	事務局	0 4 7 6 (2 7) 0 1 6 8
社団法人千葉県歯科医師会	事務局	0 4 3 (2 4 1) 6 4 7 1
社団法人印旛郡市歯科医師会	事務局	0 4 7 6 (2 7) 1 8 9 4
社団法人千葉県薬剤師会	事務局	0 4 3 (2 4 2) 3 8 0 1
佐倉市薬剤師会	事務局	0 4 3 (4 8 3) 5 8 1 0
日本赤十字社千葉県支部	救護福祉課	0 4 3 (2 4 1) 7 5 3 1
日本赤十字社佐倉市地区	社会福祉課	0 4 3 (4 8 4) 6 1 3 5
東日本電信電話(株)千葉支店	災害対策室	0 4 3 (2 1 1) 8 6 5 2
(株)エヌ・ティ・ティ・コム千葉支店	サービス推進部	0 4 3 (3 0 1) 0 2 8 5
東京電力株式会社千葉支店	総務グループ	0 4 3 (2 2 4) 3 1 1 1
KDDI(株)	運用本部運用管理部	0 3 (3 3 4 7) 6 6 3 3

第4節 鉄道災害対策計画

《基本方針》

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

1. 東日本旅客鉄道株式会社(千葉支社)、京成電鉄株式会社、日本貨物鉄道株式会社(関東支社)

(1) 各事業者による予防対策

鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき構造基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、築造及び保全を行うものである。

(2) 行政等による予防対策

- ① 国、公共機関、地方公共団体及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- ② 国及び地方公共団体は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、市民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。
- ③ 国、地方公共団体、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

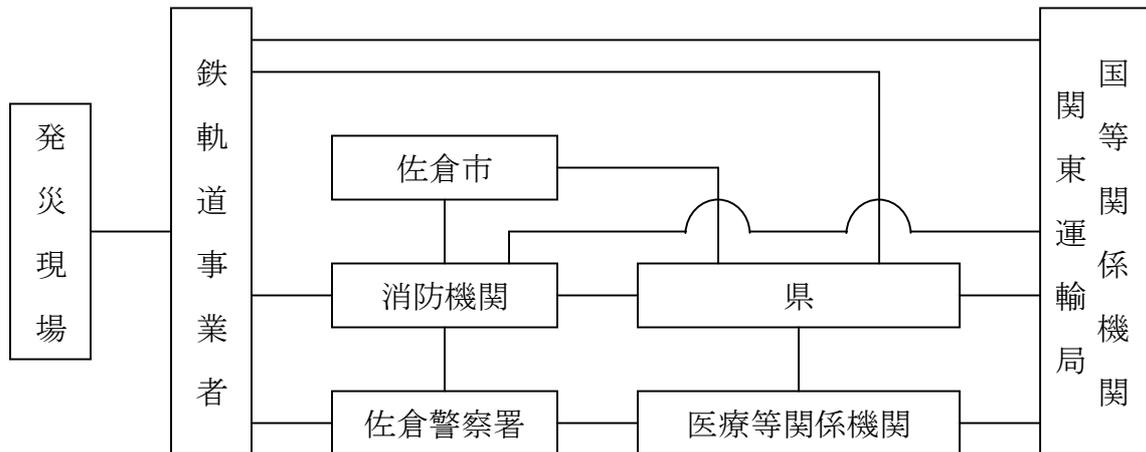
2. 応急・復旧計画

(1) 行政等による応急活動体制

市は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 情報収集・伝達体制

鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。



【関係機関連絡先】

関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線 FAX	N T T 電話	N T T F A X
交通環境部情報・防災課	—	—	045-211-7269	045-211-7270

※ 鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は鉄道部安全対策課(N T T 電話:045-211-7240)

鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線 FAX	N T T 電話	N T T F A X
東日本旅客鉄道(株)千葉支社	運輸部指令	640	640	043-225-9857	043-225-4866
京成電鉄(株)	指令室	641-721	641-722	03-3607-1143	03-3607-1143
日本貨物鉄道(株) (関東支社)	総務部	—	—	03-3239-9282	—

(3) 相互協力・派遣要請計画

- ① 鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。
- ② 市は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- ③ 市は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

(4) 消防活動

- ① 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する各機関に協力を要請する。
- ② 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

(5) 救助・救急計画

- ① 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。
- ② 市は必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う
- ③ 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

(6) 交通規制

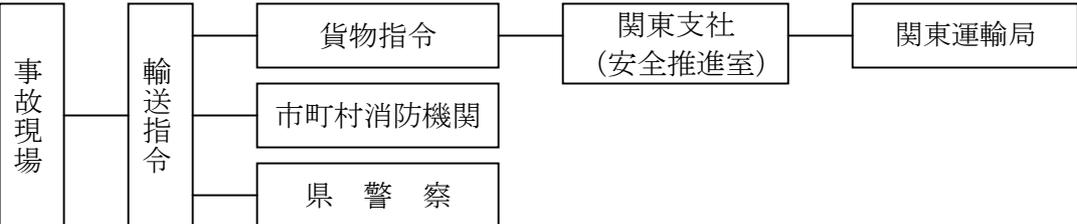
県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

(7) 避難計画

- ① 発災時には、市及び県警察等は、人命の安全を第一に、適切な避難誘導を必要に応じて行う。
- ② 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在及びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- ③ 市等は必要に応じて避難場所を開設する。

(8) 各事業者による応急・復旧対策

事業者	概 要
東日本旅客 鉄道(株) 千葉支社	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報伝達の適切な措置をとる。</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に現地災害対策本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2) 自衛消防隊</p> <p>自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。</p> <p>(3) 救 護</p> <p>千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておく。</p> <p>[情報連絡体制]</p> <p>鉄道事故情報等の連絡</p> <p style="text-align: center;">【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸部指令] B --- C[千葉支社(総務部安全)] B --- D[市町村消防機関] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。</p>
京成電鉄(株)	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>列車事故により多数の死傷者が発生し、もしくは大規模事故災害が発生した場合は、災害対策規則に基づき、災害対策本部・現地対策本部を設置し、災害対策の迅速かつ的確な実施を図る。</p> <p>(1) 被害状況等の調査報告</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 利用者の被害状況の把握 ② 施設・設備等の被害及び復旧状況 ③ その他の災害に関する情報 <p>(2) 救護活動</p> <p>事故発生時には、駅係員、乗務員が救急救護活動に当たるとともに、災害対策規則に基づき、対策本部に救護班を編成し救護活動にあたる。</p>

事業者	概要
	<p>(3) 広報活動の実施 列車内、駅での広報及びテレビ・ラジオ等報道機関を通じて利用者への広報活動に万全を期す。</p> <p>(4) 大規模事故災害が発生した場合における情報連絡体制</p> <p style="text-align: center;">【鉄道事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸部指令] A --- C[駅長] B --- D[本社運輸部] B --- E[所轄消防本部] C --- F[県警察] D --- G[関東運輸局] </pre> <p>(5) 大規模事故発生時の動員体制 大規模な鉄道事故災害が発生した場合、非常動員体制により各職場へ非常召集を指示する。</p>
<p>日本貨物鉄道(株) 関東支社</p>	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>(1) 貨物列車走行中に事故が発生した場合は、状況を把握し輸送指令に報告する。 また、危険物を輸送していた場合は「化成品貨物異物時応急処理ハンドブック」に定めるところにより、適切な措置をとる。</p> <p>(2) 災害が発生した場合においては、当該災害の規模その他の状況により、災害対策本部を設置し、災害応急対策及び災害復旧を図る。</p> <p style="text-align: center;">【鉄道事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[輸送指令] B --- C[貨物指令] B --- D[市町村消防機関] B --- E[県警察] C --- F[関東支社(安全推進室)] F --- G[関東運輸局] </pre>

第5節 道路災害対策計画

《基本方針》

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

※ 計画の対象となる道路災害

トンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等。

1. 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画

(1) 予防計画

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講ずるものとする。

① 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生する恐れのある危険箇所を把握し、改修を行うものとする。また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行うものとする。各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	<p>管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。</p> <p>危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。</p> <p>また、災害の発生する恐れのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。</p>
	道路管理者	<p>異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。</p>
危険箇所の改修	県	<p>市道の計画、建設及び改良にあたり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。</p> <p>土砂災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。</p>
	市	<p>土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。</p>

※ 道路管理者：国土交通省、千葉県、市町村、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、千葉県道路公社などをいい、機関によっては実施内容のすべてを行うわけではない。(以下本節内において同じ。)

② 資機材の保有

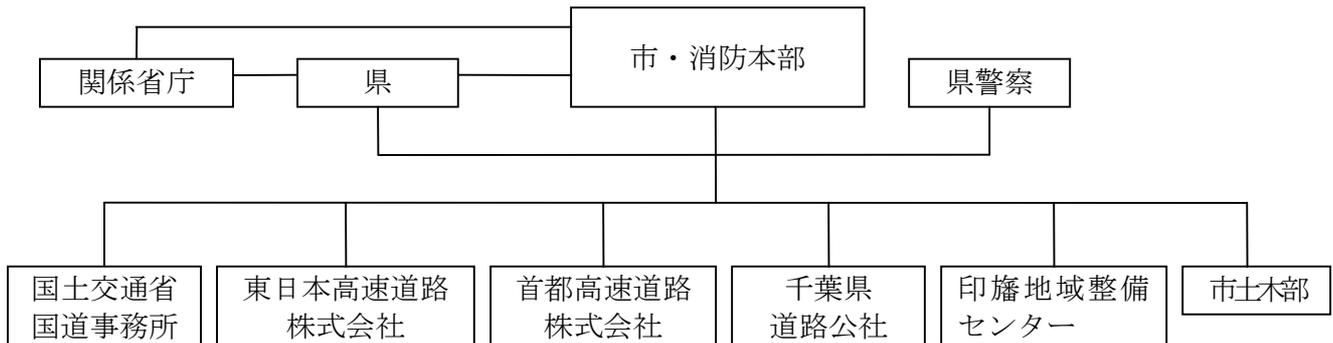
道路管理者は、被災した施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

(2) 応急対策計画

① 情報の収集・伝達

ア 関係機関への情報連絡

【情報連絡系統図】



② 応急活動

ア 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制を執るものとする。また、県及び市は必要に応じ災害対策本部等の体制を執るものとする。

イ 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は次のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者及び県警察	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生の恐れがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者及びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。

応急活動	県	<p>市の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られない恐れがあると認めるときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。</p> <p>県警察は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。</p>
	市	<p>消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。</p>
	消防本部	<p>災害の規模が大きく消防本部及び市では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。</p>

2. 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の予防及び応急対策を実施するものとする。

なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」から平成12年3月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」が策定され、迅速な現場処理を推進することとしている。

(1) 予防計画

危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

(2) 応急対策計画

① 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達するものとする。

② 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施するものとする。

③ 交通規制

道路管理者及び県警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制するものとする。

④ 避難

市及び県警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずるものとする。

⑤ 広報

市及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報または被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報するものとする。

第6節 放射性物質事故災害対策計画

《基本方針》

本県には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）」に規定されている原子力事業所は存在しないが、医療機関及び試験研究機関等で放射性同位元素を取扱う事業所が存在している。

また、千葉県に隣接する地域には、臨海事故等の発生を想定し対策を検討すべき施設が存在するほか、核燃料物質等運搬時の市内通過が想定される場所である。

これらの放射性物質の取扱いを把握することは、国の所掌事務であり、本市は放射性物質の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、放射性物質事故による影響をかんがみ、放射性物質を扱う事業所及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進させるため、事故発生時等の具体的な対応などについては、別途定める「放射性物質事故対応マニュアル」（千葉県）によることとする。

1. 事故の想定

(1) 核燃料物質の輸送中における事故の想定

核燃料物質の運搬については、そのルートや時期等は非公開であるが、本市は原子力施設が多数所在する茨城県に近いことから、核燃料物質が市内を通過する可能性がある。

本計画においては、原子力発電所用低濃縮ウラン等の陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、六フッ化ウランが露出する事態を想定する。

この事故によって、付近の住民が避難しなければならない事態が発生する確率は大変低いと考えられるが、放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、15mの立ち入り禁止区域の設定及び事故現場から100mの範囲において重点的に防災対策を実施する。

(2) 他県事故に伴う本市への影響想定

原子力災害対策特別措置法の対象事業所は、近隣においては神奈川県と茨城県に所在している。当該施設の事故発生時の影響範囲について、重点的に防災対策を実施する地域を両県とも10km以内としており、市内への直接的な影響はないと考えられる。

2. 予防対策

(1) 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市、県、国に対する通報連絡体制の整備に努めるものとする。

(2) 放射性物質取扱施設の把握

市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

3. 応急対策

(1) 情報の収集・連絡関係

① 通報

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、または、周辺環境に影響を及ぼす恐れのある場合には速やかに以下の事項について、県、市、警察、消防本部及び国の関係機関に通報するものとする。

- ア 事故発生時刻
- イ 事故発生場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 放射性物質の放出に関する情報
- オ 予想される被害の範囲及び程度等
- カ その他必要と認める事項

② 通信手段の確保

市は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

また、電気通信事業者は、県及び市等の防災関係機関の通信確保を優先的に行うものとする。

(2) 応急活動体制の整備

① 職員の活動体制

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部を設置する。

また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

② 応急対策活動情報の連絡

事業者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

③ 防災関係機関の連携体制

市は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。

(3) 防護資機材の整備

市、警察、消防本部は、放射性物質事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めることとする。

(4) 消火活動

消防機関においては、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

(5) 退避施設の選定及び退避誘導

① 退避施設の指定

市は、環境に影響を及ぼすような市内外の放射性物質事故に備え、必要に応じ、あらかじめ地域ごとのコンクリート屋内退避施設を選定するとともに、住民への周知を図るものとする。

② 退避誘導

市は、市内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導體制の整備に努めることとする。

(6) 広報活動体制の整備

市は、放射性物質事故発生時に県からの情報に基づき、教育施設及び社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに、市民に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平常時から広報活動体制を整備するものとする。

(7) 放射性物質等による汚染の除去

事業者は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行うものとする。

(8) 防災教育・防災訓練の実施

① 防災関係者の教育

市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて、防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するものとする。

② 市民に対する知識の普及

市は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及に努めるものとする。

③ 訓練の実施

市は、専門家等を活用し、必要に応じて、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。